

介護保険法施行規則の一部を改正する省令案に関する 意見募集について

令和2年8月25日
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

この度、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）について改正を予定しております。
つきましては、別紙の内容について、下記のとおり御意見を募集いたします。
なお、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

記

1 御意見募集期間

令和2年8月25日（火）～ 令和2年9月23日（水）（必着）

2 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話での受付はできませんので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（2）郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省老健局老人保健課企画法令係宛て

（3）FAXの場合

FAX番号 03-3595-4010
厚生労働省老健局老人保健課企画法令係宛て

3 御意見の提出上の注意

提出していただく意見は日本語に限ります。個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。

また、お寄せいただいた内容については、氏名（法人名）・住所（所在地）を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。